

## 2 青少年健全育成の推進

- ①ジュニアリーダースクール(5月12日)  
5・6年生対象のリーダー養成教室
- ②ジュニアキャンプ教室(7月27日～28日)  
小学生対象の1泊2日のキャンプ
- ③海洋調査船による洋上体験研修  
(8月1日～3日)  
1市4町1村の中学生対象の船上体験
- ④1市4町広域キャンプ(11月10日～11日)  
小学生対象の1泊2日のキャンプ
- ⑤成人式(25年1月13日)  
平成4年4月2日～5年4月1日生まれの新成人対象



ジュニアキャンプ教室

## 3 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- ①町民親睦ゴルフ大会(4月24日)
- ②町民親睦卓球大会(5月27日)
- ③町民親睦バドミントン大会(6月17日)
- ④町民親睦バレーボール大会(8月19日)
- ⑤町民親睦ソフトボール大会(9月9日)
- ⑥松田スポレク祭(10月8日)
- ⑦町民親睦ソフトテニス大会(10月21日)
- ⑧町民親睦パークゴルフ大会(11月10日)
- ⑨町民親睦インディアカ大会(11月25日)
- ⑩松田町ロードレース大会(12月9日)
- ⑪町民親睦フットサル大会(12月16日)



スポレク祭

世代を超えた住民同士がスポーツを通じた交流を楽しむスポーツ大会です

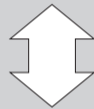
## 1 生涯学習の推進

- ①広報作り研修会(4月18日、8月22日)  
読みやすい広報を目指しての講義と実技
- ②町民大学(8月～11月の土曜日全4回)  
町などが直面する現代的な課題の講演
- ③人権講習会(12月8日)  
人権が尊重される社会を目指しての講演
- ④生涯学習推進大会(25年2月2日)  
生涯学習を盛んにするための集い
- ⑤いきいき熟年学級(全3回)



生涯学習推進大会

## 未来をひらく 人と文化を育む町



いつでも・どこでも・誰でも  
～生涯を通じて文化、スポーツ、レクリエーション～

## 4 文化財の保護と活用

- ①文化財ウオーキング(5月、7月、10月)  
冊子を活用した文化財めぐり
- ②民俗芸能伝承教室(8月)  
中学生対象の大名行列の伝承
- ③文化財講習会(11月の土曜日)  
郷土の文化財の学習



文化財ウオーキング

## 6 芸術・文化の振興

- ①染物教室(5月8日、22日、6月5日 全3回)  
草木染
- ②手芸教室(6月～8月 全6回)  
ハワイアンキルトでポーチを作る
- ③押し花教室(9月1日、15日、29日 全3回)  
押し花でストラップを作る
- ④文化祭(10月27日～28日)  
芸能発表、作品の展示、実演コーナーの3部門
- ⑤写真教室(全6回)



芸能発表もにぎやかに

## 5 図書館活動の推進

- ①おはなし会(毎月第2・第4土曜日)  
手遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ
- ②親子でリトミック(6月、11月、2月の第1木曜日全3回)  
乳幼児対象のリズム遊び
- ③本と遊ぶ講座(6月、11月、3月の第3土曜日全3回)  
本を基に楽しむ
- ④図書館仕事体験(7月、8月)  
小学生対象のミニ体験



おはなし会



教育委員会では、今年度も、皆さんのニーズに少しでも応えることができるような事業を計画しました。各事業の詳細は、そのつど「広報まつだ」「お知らせ号」「学びの広場」「町ホームページ」などでお知らせします。なお、都合により開催日時が変更になることがあります。(写真は23年度のもので)

受診者		事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満		役場で「認定証」の交付申請をしてください	「保険証」と「認定証」を窓口へ提示してください
70歳以上 75歳未満	下記以外	必要ありません	「保険証」と「高齢受給者証」を窓口へ提示してください
	非課税世帯	役場で「認定証」の交付申請をしてください	
75歳以上	下記以外	必要ありません	「保険証」を窓口へ提示してください
	非課税世帯	役場で「認定証」の交付申請をしてください	

※既に「認定証」をお持ちの方は、改めて申請する必要はありません  
※社会保険の被保険者は、加入している健康保険組合で手続きしてください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。高額療養費の支給申請をしていたら、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日支給されます。

外来診療における高額療養費の現物給付化について  
これまでは、外来診療でひと月の窓口負担が限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いいただいたりしましたが、平成24年4月1日からは、入院と同様に外来診療についても「認定証」などを提示すれば、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。左記に該当される人は、松田町役場国保年金係で手続きしてください。